

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「職員の通勤手当の不適切な受給」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	健康福祉局生活福祉部職員（27歳）
事案の概要	当該職員は、令和3年1月から令和4年9月にかけて、バスを利用する旨の通勤届を提出していたにもかかわらず、必要な手続を怠ったまま1年9か月にわたって大半を徒歩で通勤していたことから、通勤手当148,944円を不適切に受給した。本件は、令和4年7月及び9月に実施した通勤実情確認調査により発覚したもの。 なお、不適切に受給した通勤手当については、全額返納している。
処分の内容	減給1か月（給料月額の10分の1）
処分年月日	令和4年12月13日

2 「職員のハラスメント行為」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	健康福祉局生活福祉部主任（再任用・61歳）
事案の概要	当該職員は、令和4年3月から9月にかけて、同僚職員に対し「徹底的にやる。お前を潰すから、いいな。」と、また、上司に対し「仕事の管理が全然できてねえ、辞めろ。仕事が遅えんだ。」などと暴言を吐き精神的苦痛を与えたほか、当該同僚職員に対し厳しく当たる、無視するなどの行為を繰り返し、職場環境を著しく悪化させるパワーハラスメント行為を行ったもの。
処分の内容	減給1か月（給料月額の10分の1）
処分年月日	令和4年12月13日

上記事案の管理監督責任に伴う処分

項目	内容	
処分を受けた職員 及び処分の内容	健康福祉局生活福祉部課長	文書訓告
	健康福祉局生活福祉部担当課長	文書訓告
処分年月日	令和4年12月13日	